平成２９年（フ）第３１３号
千葉県船橋市金堀町521―36　船橋北病院、住民票上の住所千葉県柏市高田1388番地の７
債務者　犬飼　忠宣
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２３６号
兵庫県三田市武庫が丘７丁目６番地１棟302号、従前の住所神戸市北区有野町二郎616番地の11
債務者　古吉　和男
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７号
青森市大字三内字沢部339番地１　コーポブルーバード201号
債務者　鹿内　幸一
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
千葉県我孫子市柴崎台５丁目３番31号（105号）　パークサイドヒル
債務者　平尾　　淳
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２８６号
千葉県松戸市新松戸４丁目286番地　ローズハイツ103号
債務者　赤塚　大樹
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２９５号
千葉県松戸市西馬橋幸町141番地　オークハイツ203号
債務者　佐々木礼子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６２０号
愛知県小牧市大字村中1223番地１
債務者　吉田　勲己
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６７３号
愛知県大府市梶田町４丁目33番地の４　マドモアゼルハイツ105号
債務者　向當　和夫
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６５０号
東京都練馬区富士見台３丁目59―８
債務者　谷本　幸枝
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７１１号
東京都東久留米市氷川台１丁目20―２―102
債務者　植木　麻子（旧姓笹治）
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７１３号
東京都日野市大字日野2951―４
債務者　石川優城重（旧姓田北）
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７２２号
東京都渋谷区恵比寿西２丁目10―６―301
債務者　武内三恵子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７３３号
東京都江東区北砂７丁目７―10―212
債務者　伊東　　宏
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７６６号
東京都江戸川区東葛西８丁目６―９　第２彦矩荘203
債務者　山崎　勝浩
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７７６号
東京都目黒区中目黒１丁目１―17―201
債務者　西田　初美
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７７７号
東京都足立区千住桜木２丁目15―１―1212
債務者　白洲　雅由
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部